

議第10号

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日

高島市長 福井正明

---

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例（令和元年高島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（期末手当に関する特例措置）
- 2 保育所、認定こども園その他施設に勤務し、かつ、保育士資格または幼稚園教諭免許を有する職員で、1週間当たりの勤務時間が20時間以上で、かつ、職員本人が社会保険被保険者である職員に対する第10条第1項第2号の規定の適用については、同号中「100分の120」とあるのは「100分の127.5」とする。